

平成31年第1回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成31年2月13日（水） 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第3会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、川田 耕司、加賀谷得子
- 4 欠席者 無
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀、書記 三浦 保、見上 豪紀、
畠山 範之
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第 1号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（県議選）
 - (2) 議案第 2号 投票所を定めることについて（県議選）
 - (3) 議案第 3号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて（県議選）
 - (4) 議案第 4号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（県議選）
 - (5) 議案第 5号 期日前投票管理者の選任について（県議選）
 - (6) 議案第 6号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（県議選）
 - (7) 議案第 7号 開票の日時及び場所を定めることについて（県議選）

午前8時55分開会

石井書記長 おはようございます。只今から平成31年第1回三種町選挙管理委員会を開会させていただきます。

はじめに委員長さんの方からご挨拶をお願い致しまして、その後、進行の方もお願い致します。

嶋田委員長 おはようございます。暦の上では春とはいえ、まだまだ寒い日が続いております。三寒四温ということもありますが、それもほど遠い話で、体調管理に気を付けたいところです。

平成31年に入りまして初めての開催であります。今年もよろしく申し上げます。

今年に入りましてから、新聞報道等で県議選関連の報道がなされております。今日の案件も県議選関連となっておりますので、慎重審議の程よろしくお願い致します。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本日の会議録の会議録署名委員の指名ということで、田村委員と川田委員にお願い致します。

それでは、案件の方に入ります。

嶋田委員長 議案第 1 号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記 案件の説明に入る前に、今回の統一地方選挙の執行日、告示日についてご説明いたします。

今回の統一地方選挙につきましては、昨年 12 月に公布された「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律」の中で日程等が定まっております。

選挙期日につきましては、平成 31 年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 3 カ月間に任期満了を迎える議会議員、首長の選挙うち、都道府県と 50 万人以上の指定都市については 4 月 7 日、それ以外の自治体については 4 月 21 日に執行することとなっております。これに伴い、選挙期日を告示すべき日も、特例法第 1 条の規定により、都道府県等の議会の議員の選挙については 3 月 29 日に告示しなければならないこととされております。告示から執行日まで年度を跨ぐことになり、投開票や期日前投票、不在者投票等、広報等での周知も早まることから、本日の開催とさせていただいております。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第 1 号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（県議選）」。

平成 31 年 4 月 7 日執行の秋田県議会議員一般選挙における公職選挙法第 144 条の 2 の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

まず、設置箇所数につきましては、ご覧のとおり琴丘地区 49 箇所、山本地区 62 箇所、八竜地区 46 箇所の計 157 箇所としております。

設置場所につきましては、次の 9 頁以降に別紙として一覧にしております。昨年の町長選・町議選からの変更箇所はありません。

なお、このポスター掲示場の設置数につきましては、公職選挙法施行令の規定により、各投票区の名簿登録者数と面積に応じて設置すべき数が決まることになっております。今回の算定では、昨年の町長選・町議選と同じ157箇所と変更ございませんでした。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

嶋田委員長 設置箇所の確認と併せまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、一覧を確認)

嶋田委員長 もし設置依頼先に断られた場合の対応はどのようになりますか。

畠山書記 はい。設置場所に変更があった場合は選管で改めてご審議いただきます。また施行令上設置場所数を増やすことは出来ませんが、減らす場合は、県選管との減数協議を経て減らすこととなっております。

嶋田委員長 わかりました。

嶋田委員長 皆さん、いかがでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので議案第1号を原案どおり決定致します。続きまして、議案第2号「投票所を定めることについて」。説明をお願いします。

畠山書記 議案第2号「投票所を定めることについて（県議選）」。

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

今回の選挙における投票所につきましては、これまでと同じ、ご覧の21箇所としております。変更ございません。

地区別では、琴丘地区が、鯉川から勝平までの6投票区。山本地区は、大町から北金岡までの8投票区。八竜地区は、川尻から芦崎までの7投票区の合計21投票区でございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(「特にありません。」の声あり。)

嶋田委員長 特に無いようですが、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

嶋田委員長 それでは、議案第2号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第３号「投票所の閉鎖時刻を定めることについて」。説明をお願いします。

畠山書記

議案第３号「投票所の閉鎖時刻を定めることについて（県議選）」。

公職選挙法第４０条第１項の規定により、平成３１年４月７日執行の秋田県議会議員一般選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

各投票所の閉鎖時刻につきましては、ご覧のとおり、落合投票区と勝平投票区で午後６時とし、閉鎖時刻を法定の午後８時から２時間繰り上げたいとしております。

また、その他の投票区につきましても、１時間繰り上げを行いまして、午後７時としております。

投票所の閉鎖時刻につきまして、公職選挙法上は、原則午前７時から午後８時までとなっておりますが、選挙人の投票に支障を来たさないと認められる特別の事情のある場合等は、開く時刻、閉じる時刻を一定時間変更できることになっております。

今回の県議選につきましては、過去の例からも、近隣市町村の殆どで午後７時までになると思われますので、基本的にはこれに合わせる方向で検討を致しました。また、１時間繰り上げしましても、期日前投票の利用が進んでおりますので、投票の機会は十分確保できると考えております。

なお、落合投票区、勝平投票区につきましては、開票所まで車で３０分ほどかかりますので、夜間の投票箱の送致を安全に行うという観点から、さらに１時間繰り上げて、午後６時閉鎖ということで提案をしております。

以上で、議案第３号の説明を終わります。

嶋田委員長

只今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

嶋田委員長

いかがでしょうか。原案どおり決定してよろしいでしょうか。（「はい。」の声あり。）

嶋田委員長

それでは、議案第３号については、原案どおり決定致します。

続きまして、議案第４号について、事務局より説明をお願いします。

畠山書記

議案第４号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（県議選）」。

平成３１年４月７日執行の秋田県議会議員一般選挙における期

日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

1 期日前投票を行う場所及び期間

住所は省略致します。

(1) 琴丘地域拠点センター

期間 平成31年3月30日から平成31年4月6日まで

(2) 山本総合支所 期間は同じ。

(3) 八竜農村環境改善センター 期間は同じ。

投票時間は、いずれも午前8時30分から午後8時まで

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町選挙管理委員会事務室

期間 平成31年3月30日から平成31年4月6日まで

時間 午前8時30分から午後8時まで

内容について説明致しますと、まず、1の期日前投票につきましては、3投票所とも告示日の翌日から選挙期日の前日までの8日間としております。また、投票時間についても、同一としております。

次に、2の不在者投票に関しましては、法定の期間、時間で、場所は選挙管理委員会事務室としております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。只今の説明対しまして、ご質問、ご異議等ございましたらご発言をお願いします。

嶋田委員長 不在者投票の活用状況はどのようになっていますか。

見上書記 前回の町長選挙では、非常に多かったです。今回から学生失権もありませんので、不在者投票が増えることが予想されます。

三浦書記 印象としては前回の国政選挙でも多かったと思います。仕事等で県外に行く方が増えてきているのかなと。

嶋田委員長 特にございませんか。

(「異議ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 ご異議等無いようですので、議案第4号については、原案どおり決定することと致します。

次に、議案第5号「期日前投票管理者の選任について」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第5号「期日前投票管理者の選任について(県議選)」。

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者を次のとおり選任する。

期日前投票におきましても、選挙日当日と同様、期間中の投票管理者を選任する必要がございます。投票管理者は、選挙権のある者の中から選任するとなっておりますので、琴丘、山本、八竜の各投票所について、本人の了解を得まして、ご覧のとおり選任したいとしております。

なお、期日前投票管理者の職務代理者、立会人、投票管理者、投票管理者の職務代理者、立会人につきましては、3月下旬に選定致しまして、3月28日の第3回委員会にお諮りする予定としております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。只今の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願い致します。

(「異議ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 はい。ご異議無しとのことでございますので、議案第5号を原案どおり決定することと致します。

次に、議案第6号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて」。事務局より説明の方をお願いします。

畠山書記 はい。議案第6号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（県議選）」。

公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定により、平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

郵便により発送できる日 平成31年3月28日（木）

内容について説明致します。

不在者投票につきましては、先程議案第4号で説明致しましたとおり、告示日の翌日3月30日から投票の受付を行うこととなりますが、事前に請求のあった不在者投票につきましては、告示日前の市町村選挙管理委員会が定める日に投票用紙等の発送を開始することとなっておりますので、3月28日（木）に定めたいとしております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

嶋田委員長 不在者投票については、郵送等で間に合わないケースもあるのですよね。

三浦書記 こちらから送付するときは速達で送っておりますが、請求日が投票日直前となりますと、間に合わない場合もあります。

嶋田委員長 はい。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見、ご異議等ございましたらお願い致します。

（「異議ありません。」の声あり。）

嶋田委員長 はい。ご異議無いとのことですので、議案第6号を原案どおり決定したいと思います。

次に、議案第7号「開票の日時及び場所を定めることについて」。説明の方お願いします。

畠山書記 はい。議案第7号「開票の日時及び場所を定めることについて（県議選）」。

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における三種町開票区の開票の日時及び場所を次のとおり定める。

日時 平成31年4月7日（日）午後8時開始

場所 三種町鶴川字西本田65番地1 三種町八竜体育館

開票の日時につきましては、ご覧のとおり、投票終了から1時間後の午後8時開始。開票場所につきましては、これまで同様、八竜体育館としております。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。只今の説明について、何かご意見等ございましたらお願い致します。

（「異議ありません。」の声あり。）

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第7号を原案どおり決定致します。

嶋田委員長 以上で、本日予定されておりました議案審議が終わりましたが、その他として事務局より説明がございましたらお願いします。

畠山書記 はい。それでは、今後の日程について説明させていただきます。（以下、資料に基づき説明）

私からの説明は、以上でございます。

加賀谷委員 ひとついいでしょうか。

入場券の発送に関する議案等もあると思いますが、今回の議案に上程されてないのですが。

署名委員